

令和2年3月19日

サポーター会員の皆様へ

ファミリー・サポート・センター事業「援助活動報告書」の提出期限の厳守について

日頃より、皆様にはファミリー・サポート・センター事業の円滑な運営にご協力いただき、有難うございます。

先日より、新型コロナウイルスの感染が拡大していることに伴い、小学校の臨時休業が続いていることから、皆様の中にも小学生のお子様をお持ちの利用会員様より預かりの依頼等を受けている方もいらっしゃるかと存じます。

今般、ファミリー・サポート・センター事業の実施に関しまして、国の施策により、下記の条件に該当する場合は、利用料金を減免する取り扱いを行うこととなりました。

つきましては、利用会員の方からの申請内容を確認するため、皆様から提出いただく「援助活動報告書」の内容と照らし合わせを行いますので、必ず**4月3日(金)までに**援助活動報告書をご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 申請条件

対象期間：令和2年3月2日（月）から令和2年3月26日（木）の小学校臨時休業日

対象時間：午前7時から午後4時までの間（この時間以外は無償となります。）

減免内容：小学生のお子様における預かり又は送迎の利用料金

（ただし、ガソリン代や食事代などの実費請求分は除く）

減免上限：700円×9時間＝6,300円（日額）

### 2. 手続方法

利用会員の方からサポーター会員の方に利用料金をお支払いただいた後に、利用会員の方からの減免申請に基づき、川口市社会福祉協議会から該当する利用料金を利用会員の方へお支払いします。

※通常どおりに利用料金をいただいでください。

### 【問い合わせ】

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会  
かわぐちファミリー・サポート・センター  
担当 坂井  
〒332-0031 川口市青木3丁目3番1号  
青木会館3階 地域福祉課内  
TEL：048-252-3388